

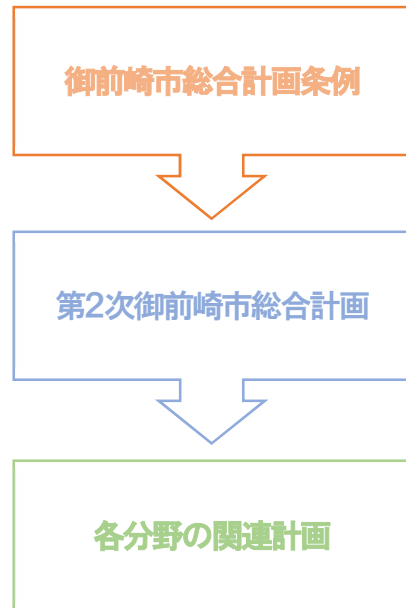
第 1 編 序論

第1章 総合計画について

1 計画の位置づけ

総合計画は都道府県や市町村がまちづくりの基本的な指針として定めるもので、地方自治体における行政運営の最上位計画となり、各分野の関連計画の策定にあたっては、総合計画を踏まえて策定することとなります。かつては、地方自治法第2条第4項において総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、2011年（平成23年）の地方自治法の一部改正により基本構想の法的な策定義務がなくなり、総合計画の策定は市町村の独自の判断に委ねられることになりました。

御前崎市では、まちづくりのビジョンである基本構想は、市全体の総意により作られるべきものであり、引き続き総合計画は本市の最上位計画と位置づけることとしました。2014年（平成26年）に御前崎市総合計画条例を制定し、条例に基づき総合計画を策定して、計画に基づいて市政運営を行うことを決めました。



2 計画策定の趣旨

本市は2016年（平成28年）3月に2025年度（令和7年度）を目標とする「第2次御前崎市総合計画」を策定し、将来都市像「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」の実現に向け、まちづくりを進めています。

今後も引き続き、まちづくりを推進していくために、計画の目標年次の中間年にあたる2020年度（令和2年度）、本市を取り巻く社会環境の変化や5年間のまちづくりの取り組み、2019年度（令和元年度）に策定した「第2期御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」）」などを踏まえて、基本計画を中心に見直しを行い、「第2次御前崎市総合計画後期基本計画」として策定しました。

《総合戦略とは》

総合戦略は、2014年（平成26年）に制定された「まち・ひと・しごと創生法」の第10条の規定に基づき、人口ビジョンを基礎資料として、本市が抱える地域課題を解決し、人口減少と地域経済縮小の克服、さらには、まち・ひと・しごと創生と好循環の確立に向けて、短中期的な目標や方向性、具体的な施策をまとめたものです。2019年度（令和元年度）に第2期総合戦略を策定しました。

今回の見直しにあたっては、第2期総合戦略との整合と有機的な連携を考慮し策定するものとなりました。

3 計画の経緯

2004年（平成16年）

御前崎町と浜岡町の合併により御前崎市が誕生



2006年（平成18年）3月

第1次御前崎市総合計画を策定

- 基本構想 目標年次
 - 2015年度（平成27年度）
- 前期基本計画 計画期間
 - 2006年度（平成18年度）～2010年度（平成22年度）
- 将来都市像
 - 海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎



2011年（平成23年）11月

第1次御前崎市総合計画 後期基本計画を策定

- 基本構想 目標年次
 - 2015年度（平成27年度）
- 後期基本計画 計画期間
 - 2011年度（平成23年度）～2015年度（平成27年度）
- 将来都市像
 - 海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎



2016年（平成28年）3月

第2次御前崎市総合計画を策定

- 基本構想 目標年次
 - 2025年度（令和7年度）
- 前期基本計画 計画期間
 - 2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度）
- 将来都市像
 - 子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎



2021年（令和3年）3月

第2次御前崎市総合計画 後期基本計画を策定

- 基本構想 目標年次
 - 2025年度（令和7年度）
- 後期基本計画 計画期間
 - 2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）
- 将来都市像
 - 子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎

4 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画および実施計画で構成します。

(1)基本構想

基本構想は、御前崎市が目指す将来都市像、基本目標、施策の基本方針など、まちづくりに取り組むための基本的な考え方を示すものです。

●目標年次：2025年度（令和7年度）

(2)基本計画

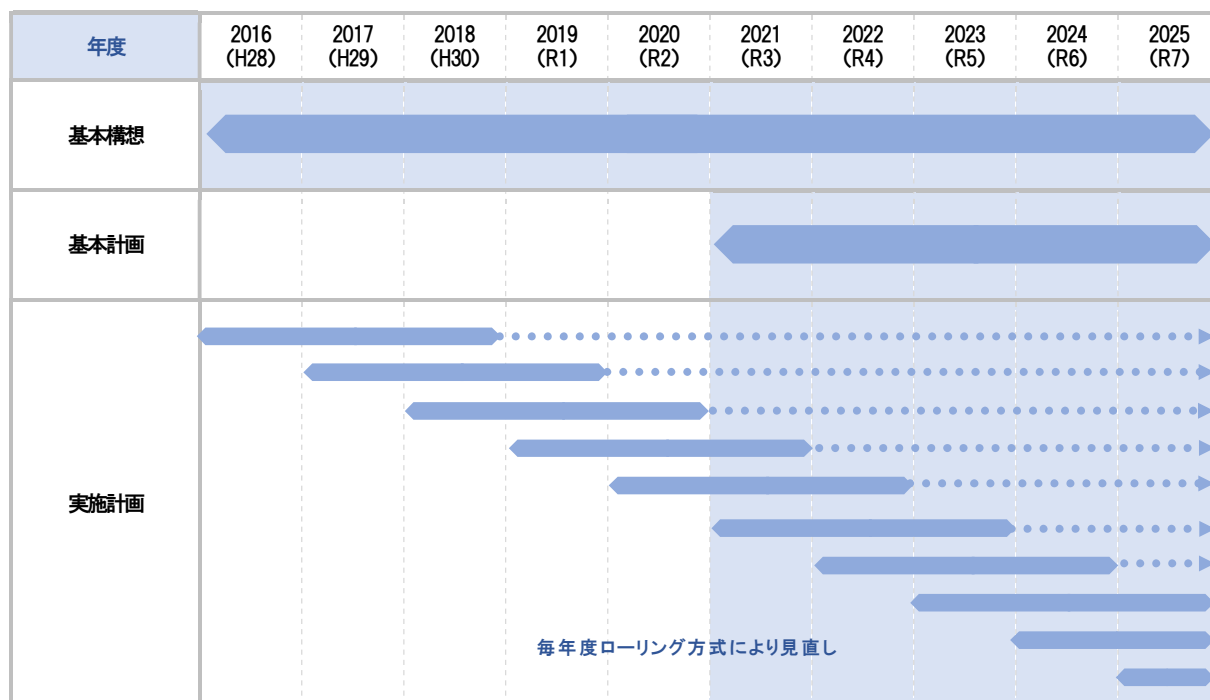
基本計画は、基本構想に掲げた施策の基本方針に沿って、5年間に取り組むべき施策を総合的に示すものです。

●前期基本計画：2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度）

●後期基本計画：2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）

(3)実施計画

実施計画は、基本計画に沿って具体的な事業を定めるものです。この計画は別途作成し、目標年次を見据えたうえで、計画期間を3年間として毎年度ローリング方式により見直していきます。



第2編 基本構想

子どもたちの 夢と希望があふれるまち 御前崎

人と人が支え合い、海と緑に囲まれた自然豊かな御前崎市では、多くの世代がまちづくりに関わることで、御前崎市の素晴らしい自然と文化は次世代へと引き継がれていきます。

子どもからお年寄りまでみんなが手を取り合って、誰もが安心して住みやすいまち。

私たち大人は子どもたちに御前崎市をずっと好きでいてほしいと願っています。

そのためには、子どもたちが将来の夢を描き、希望を抱けることが大切です。

あふれ出る子どもたちの夢や希望は、世代を超えてまちづくりの力になります。

歳を重ねても親から見れば子どもはいつまでも子どもであり、大人たちの背中を見て育つ子どもたちの笑顔は、輝かしい未来へとつながります。

私たち大人がその義務と責任をしっかりと果たすことで、「自律」した御前崎市を市民・地域・行政が連携してつくります。

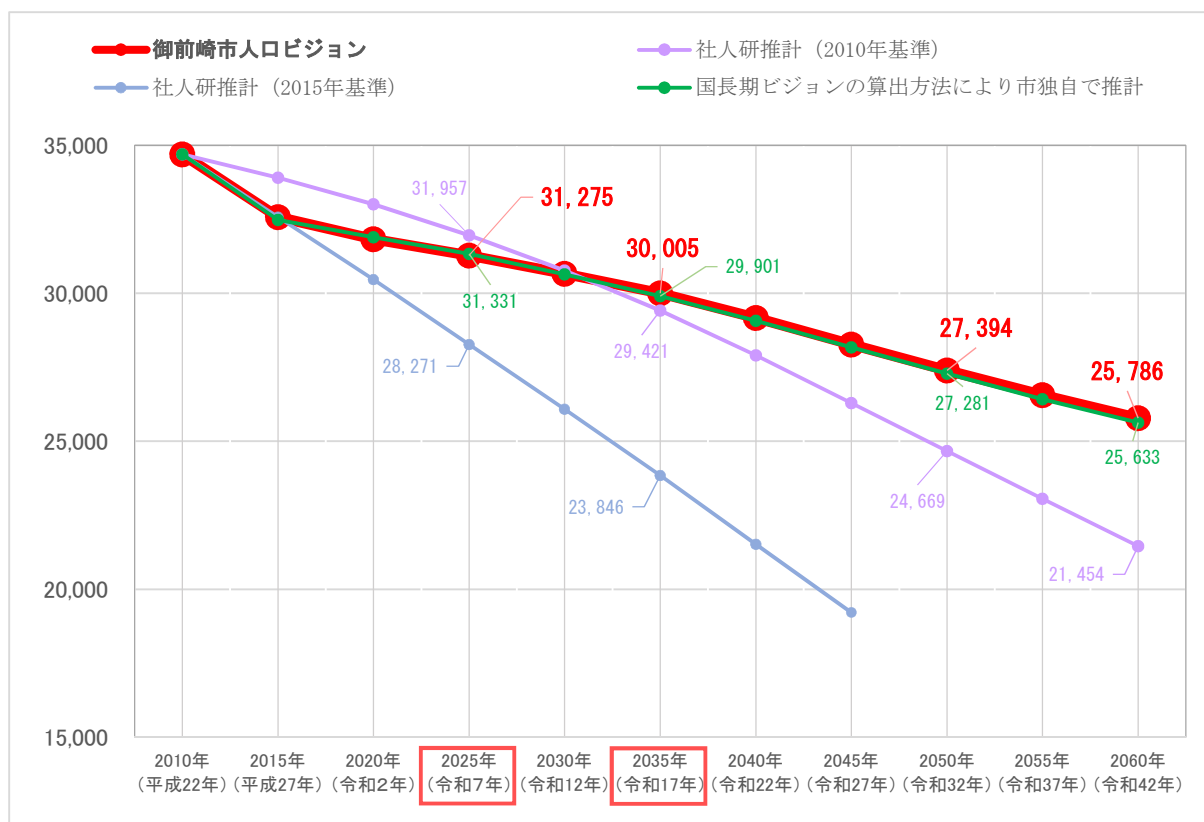
第2章 将来の人口と出生率の目標

2016年（平成28年）3月に策定した「第2次御前崎市総合計画」で定めた将来の人口と出生率を継承し、次のように定めます。

■将来の人口と出生率【御前崎市人口ビジョン（人口の将来展望）より】

目標年次	2025年(令和7年)	2035年(令和17年)
人口	31,275人	30,005人
出生率	1.8	2.07

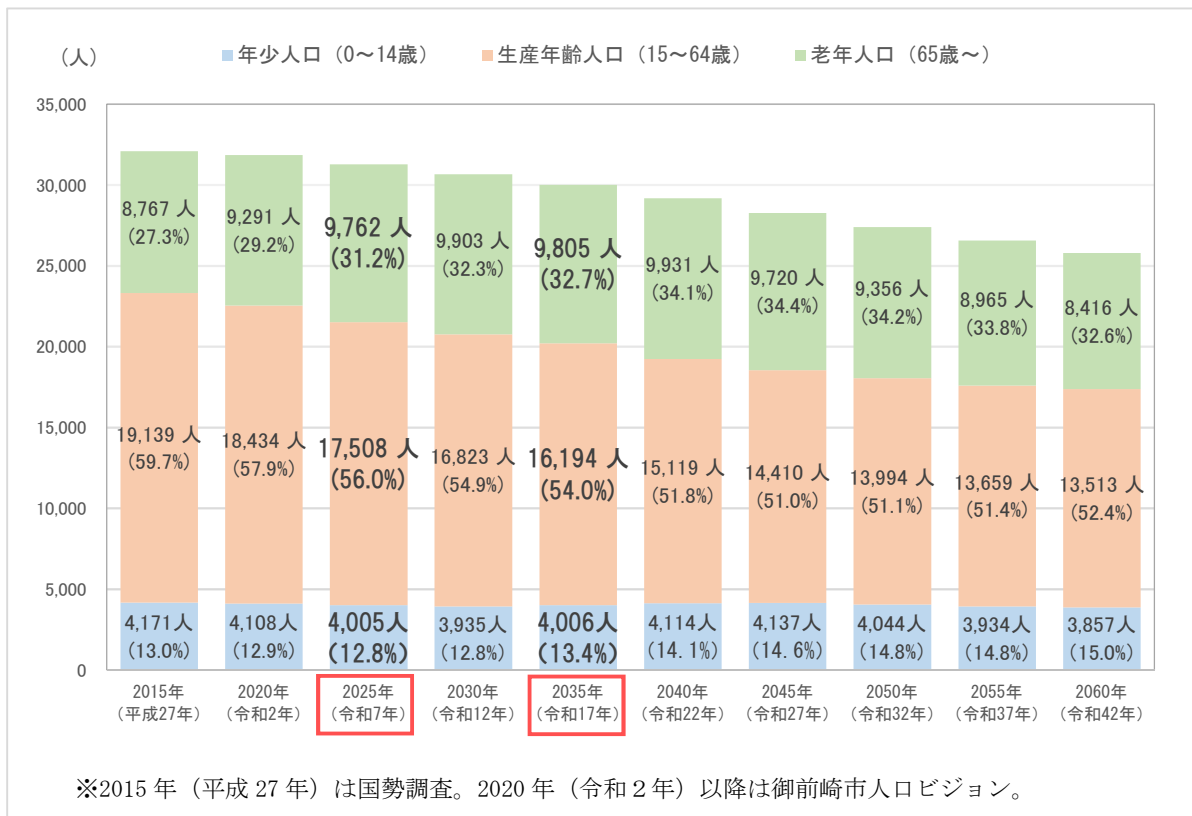
■御前崎市人口の将来的な推移（御前崎市人口ビジョン）



《御前崎市人口ビジョンの人口の将来展望の考え方》

御前崎市人口ビジョンは2035年（令和17年）時点の目標人口を30,005人と設定しています。出生率は徐々に回復し、2025年（令和7年）に1.8、2035年（令和17年）に2.07を目指します。また、2025年（令和7年）には、人口の社会移動の均衡（転入と転出をプラスマイナスゼロにする）を実現します。

■年齢3区分別人口の推移と将来推計（御前崎市人口ビジョン）



《御前崎市人口ビジョンの年齢区分別人口》

御前崎市人口ビジョンを実現した場合には、2025年（令和7年）の人口構成は年少人口12.8%、生産年齢人口56.0%、老年人口31.2%となります。2035年（令和17年）は、年少人口13.4%、生産年齢人口54.0%、老年人口32.7%となります。

なお、人口ビジョンの計画終了年次である2060年（令和42年）には、年少人口15.0%、生産年齢人口52.4%、老年人口32.6%となります。

第3章 将来都市像を実現するための分野別基本目標

将来都市像として設定した「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」を実現するため、市政を6つの分野で検討し、それぞれの基本目標を次のように定めます。

子どもたちの 夢と希望があふれるまち 御前崎

6つの分野別の基本目標

くらし環境
分野

美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

都市基盤
分野

市民協働による居ここのよいまち

健康福祉
分野

すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

経済産業
分野

働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

教育文化
分野

郷土を愛し 未来を創る 人づくり

経営管理
分野

市民とともに経営する自律したまち

美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち

御前崎市は、北に牧之原台地から続く丘陵地帯、東に駿河湾・南に遠州灘を望む岬をはじめ、アカウミガメ・ホタルに代表される希少な生物など豊かな自然環境に恵まれています。このような豊かな自然環境の保全とともに、生活排水対策や公害対策などにより快適な生活環境の整備を積極的に進め、次の世代も環境の恵みを受けることができるよう環境整備を推進します。

また、南海トラフ巨大地震などの自然災害や突発災害から市民の生命・財産を守るため、地域防災計画に基づき、ハード・ソフト両面からの対策・強化と、子どもや高齢者などいわゆる交通弱者の交通事故撲滅や防犯意識の向上を図るため、地域や関係団体と連携しながら、安全で安心な魅力あるまちづくりを推進します。

市民協働による居ごこちのよいまち

御前崎市の持つ素晴らしい景観や、豊かな自然環境と調和した、子どもからお年寄りまでくつろげる地域の憩いの場として、自然公園及び地域の公園の保全に努めます。

また、自然災害に強い安全・安心な都市構想を目指すとともに、道路・水路などの生活基盤の整備に取り組みます。

これらの都市基盤について、長寿命化計画による施設マネジメントに取り組むとともに、市民との協働による維持管理を推進します。

すべての人が健康で安心して暮らせる 支え合うまち

全国的に進展している少子高齢化は本市においても同様で、今後ますます医療福祉分野へのニーズは多様化しながら高まっていくことが予測されています。

安心して出産・子育てができる環境整備と地域が一体となった介護予防・ケアシステムの確立が求められていることから、子どもからお年寄りまで互いに支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていきます。同時に市民の健康維持増進を図り、予防医療や医療体制の確立に努めていく必要があります。

また、近年増加している生活困窮者が、安心して社会参加できる支え合う環境づくりに取り組んでいきます。

働く場所とにぎわいがたくさんあるまち

御前崎市は観光資源に恵まれ、青い海や御前埼灯台をイメージするような、御前崎が持つネームバリューを生かした観光振興が望まれます。

このようなことから、海洋に囲まれた水辺環境を生かしたマリンスポーツ体験や、農水産業などの体験型観光を推進し、交流人口の拡大を目指していきます。

なお、お茶・イチゴ・花き・牛肉など本市の豊富な特産物は、生産性・収益性の向上を目指すとともに、情報発信の強化を図りブランド力の向上を目指します。また、日本でも有数のカツオの水揚げ量を誇る漁業も観光漁業の視点を取り入れた取り組みを行います。このように、農業、漁業のブランド戦略を構築することで新規就農者や後継者の育成にもつなげていきます。

また、商工業では、今ある地域資源を組み合わせ新たな産業を生み出す取り組みと、既存産業の成長を支援し、起業を目指す起業家支援体制の充実を図るとともに、電源地域の優位性と物流の拠点である御前崎港を活用した企業誘致を進めます。

御前崎市の豊かな自然や文化を市民が認識し、子どもから大人までともに学ぶことを通して郷土に誇りと愛着を持ち、これからも住み続けたい、という気持ちを育むとともに、御前崎のよりよい未来と、より豊かな自己の人生を切り拓いていく力を持った人を育てていきます。

そのために、園、学校、家庭、地域、行政が協働するスクラムプランで子どもの成長を支えるとともに、途切れない教育を目指し、保、幼、小、中、高がスクラムを組んで、子どもに知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育みます。また、世代を問わず、すべての人が御前崎の歴史や文化を知り、身近に感じることができるよう、誰もがいつでもどこでも学べる「学びの場や環境」を整えます。

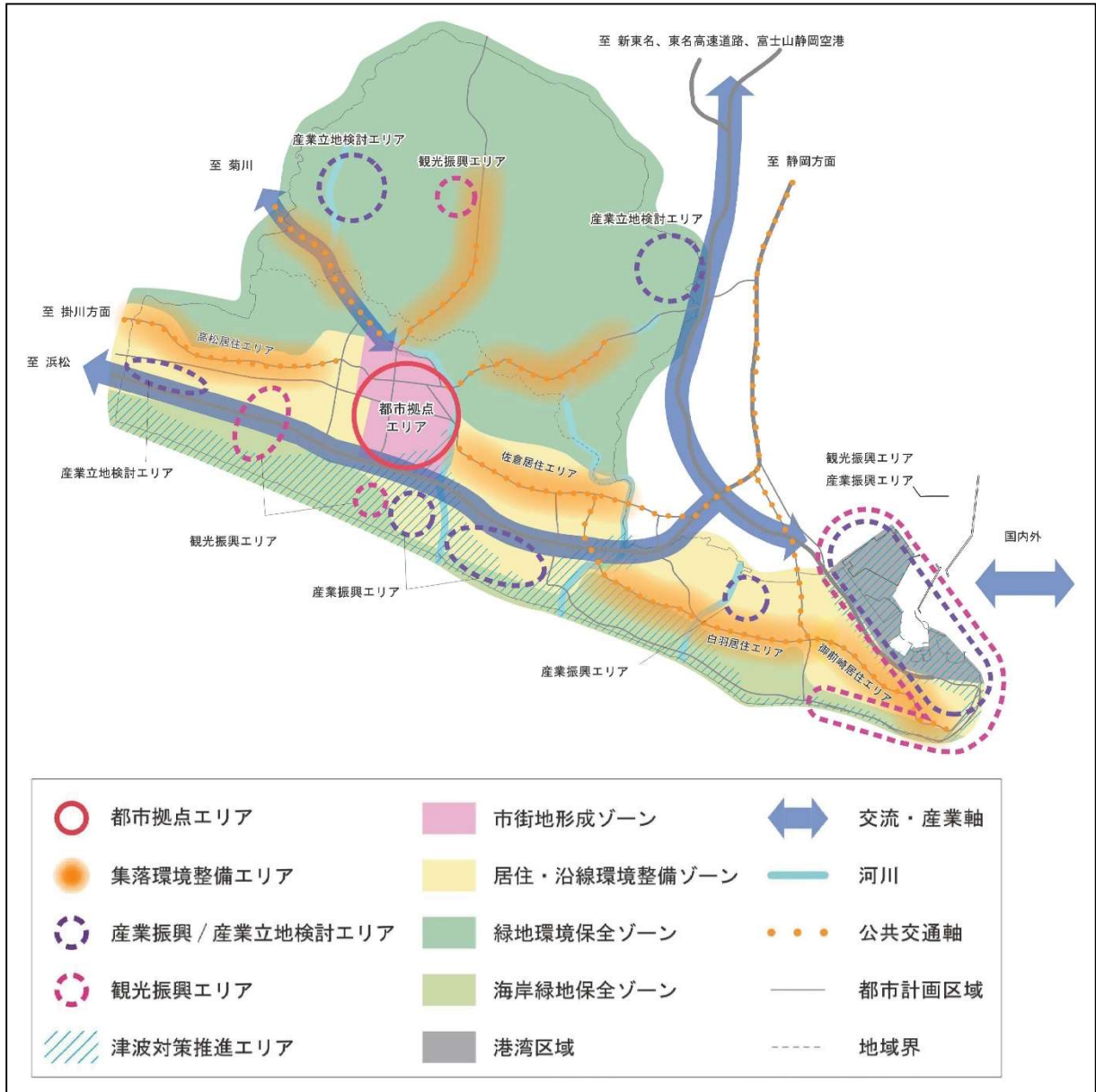
少子高齢化が進み、人口の減少が予想される社会においては、限られた財源と人材を有効に利用できるよう未来を見据えた経営の視点が重要になります。そこで、市民や地域、まちづくり団体などとの協働を推進していきます。また、個人情報などの適正管理などセキュリティにも配慮しながら情報化を推進し、事務の効率化・迅速化を図ることで市民の利便性向上を実現します。

次世代に豊かな御前崎市をつないでいくため、「ひと」「もの」「財源」「情報」を効率的・効果的に活用したまちをつくります。

第4章 都市構造と土地利用

御前崎市の土地利用は、将来都市像「子どもたちの夢と希望があふれるまち 御前崎」を実現するため、次のようなゾーニングによりまちづくりを展開します。

少子高齢化の進展とともに人口減少の時代を迎え、本市を取り巻く環境は大きく変わっていくことが予想されることから、今後は、コンパクトシティの発想のもと、持続的なまちづくりを目指します。



ゾーン別土地利用の基本的方針

市街地形成 ゾーン

- 用途地域が指定されている池新田地域を『市街地形成ゾーン』とし、住宅や商業用地の利便性の向上を図ります。

居住・沿線環境 整備ゾーン

- 海岸部に面する高松、佐倉、御前崎および白羽地域を『居住・沿線環境整備ゾーン』とし、生活環境の向上を図ります。
- 国道 150 号の 4 車線化が進んでおり、沿道の利用促進が望まれるため、産業用地として土地利用を誘導し、沿道型産業の振興を図ります。

緑地環境保全 ゾーン

- 市の北部に広がる農地と牧之原台地から続く丘陵地帯である、比木、朝比奈、新野地域は、農地や自然環境を守る『緑地環境保全ゾーン』とし、集落地の環境を維持しつつ、生活の利便性の向上を図ります。

海岸緑地保全 ゾーン

- 海岸部は浜岡砂丘や御前崎海岸など、御前崎市が誇る美しい景観の地域であり、海岸線の松林や海浜地域は、市街地形成ゾーンや居住・沿線環境整備ゾーンを守るための『海岸緑地保全ゾーン』とします。
- 今後も、海岸線や海岸部の保安林に指定されている緑地帯などの自然環境と景観を保全し、観光資源として活用していきます。

第**3**編 後期基本計画

第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 後期基本計画の位置づけ

後期基本計画は、基本構想に示された将来都市像の『子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎』の実現に向けて、目標年度（2025年度（令和7年度））までの施策の方向性を示すものです。

前期基本計画（2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度））におけるまちづくりの成果や課題、踏まえるべき社会潮流、第2期総合戦略などを踏まえ策定（見直し）しました。

2 前期基本計画を振り返って

基本構想を実現するため、2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度）の5年間は、前期基本計画の各種施策や事業に取り組んできました。各種施策の評価・検証は、施策ごとに「施策評価シート」を活用し、施策や事業の継続・改善・見直しなどを行ってきました。

こうした前期基本計画の評価・検証を踏まえながら、後期基本計画を策定（見直し）し、引き続き基本構想の実現に向け、各種施策や事業に取り組んでいきます。

《前期基本計画での主な取り組み》

分野別基本目標	政策	前期基本計画での主な取り組み
美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち 【くらし環境分野】	豊かな自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市エネルギービジョンの策定 第2次御前崎市環境基本計画の策定 アース・キッズチャレンジ事業の実施
	快適な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 第2次一般廃棄物処理基本計画の策定 公共下水道の地震対策・長寿命化事業 佐倉地区、高松地区での地域協働バスの運行
	安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 交通危険箇所へのカーブミラーや交通安全啓発表示などの設置 既存防犯灯の一括LED化 消防本部の移転、白羽出張所の開設
市民協働による居ごちのよいまち 【都市基盤分野】	市民がくつろげる空間の保全と充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種公園の管理（長寿命化計画に基づく施設修繕） 御前崎市都市計画マスタープラン（改訂版）の策定 御前崎市空家等対策計画の策定
	災害に備えた生活基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> TOUKAI-0事業 道路、河川、水路の計画的な整備 橋梁点検、橋梁耐震補強事業

分野別基本目標	政策	前期基本計画での主な取り組み
市民協働による居 ごちのよいまち 【都市基盤分野】	道路施設の長寿命 化体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁の修繕 道路・河川愛護活動の支援
すべての人が健康 で安心して暮らせ る支え合うまち 【健康福祉分野】	安心して出産・子育 てができる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センター・支援事業 母子健康手帳アプリのスタート 第2期御前崎市子ども・子育て支援事業計画の策定
	心と体の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市第2次健康増進計画・御前崎市第2次食育 推進計画の策定 定期予防接種 健康マイレージおまえざき
	地域が一体となっ た介護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市第7期介護保険事業計画・御前崎市第8次 高齢者福祉計画の策定 介護予防・生活支援事業（自立支援訪問サービス、 高齢者運動トレーニング教室等）
	だれもが社会参加 できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 第2次東遠地域広域障害者計画の策定・評価・検証 生活困窮者自立相談支援事業 市民後見人養成講座の開催
	信頼される医療体 制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 医師奨学金、看護師奨学金、介護福祉士奨学金の給付 御前崎市家庭医療センター（しろわクリニック）の 開業 診療所開設資金支援事業、医療機器等整備支援事業
	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> マリンパークマラソン、駅伝大会の開催 軽スポーツの教室・大会の開催
働く場所とにぎわ いがたくさんある まち 【経済産業分野】	豊かな自然を生か した観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎灯台を中心とした観光施設の整備 観光組織体構築に向けた取り組みの推進
	特色を生かした農 水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤整備事業 荒廃農地対策事業 御前崎ブランド事業
	活気ある商工業の 振興	<ul style="list-style-type: none"> 商工会への創業・起業ワンストップ相談窓口の設置 創業セミナーの開催 新野地区への工業用地造成の検討
	にぎわいのある港 の創出	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船の誘致活動、「ぱしふいっくびいなす」 の初寄港 マリンパーク御前崎の整備

分野別基本目標	政策	前期基本計画での主な取り組み
郷土を愛し未来を創る人づくり 【教育文化分野】	スクラムで推進する御前崎の教育	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市教育大綱の見直し 青少年リーダー育成事業（御前崎クエスト） 家庭教育支援の場づくり（だれでも食堂もぐもぐ等）
	スクラム・スクール・プランで推進する子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> アプローチ・スタートアップブックの作成 浜岡中学校の建替え 新給食センターの建設（2021年（令和3年）9月供用開始予定）
	誰でもいつでもどこでも学べる生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市生涯学習基本方針の策定 読み聞かせボランティア研修会の実施 御前崎学び歩きマップの作成
市民とともに経営する自律したまち 【経営管理分野】	市民力・地域力・行政組織力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 御前崎市市民活動情報サイトのオープン 公民館の地区センターへの移行 共同イクボス宣言
	公共施設マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画の策定
	健全で効果的な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> 中長期財政計画の策定
	安全性・透明性の高い情報活用	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策の強化 ホームページやSNS等を使った情報発信 市のブランドロゴ、ブランドメッセージの決定
	広域連携による効率的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> 広域行政推進のため広域行政構成市町での共同イベントの開催 広域行政の問題・課題の提起や解決のための事業展開

3 踏まえるべき社会潮流

後期基本計画を策定するにあたり、踏まえるべき主な社会潮流を次のように整理して示します。

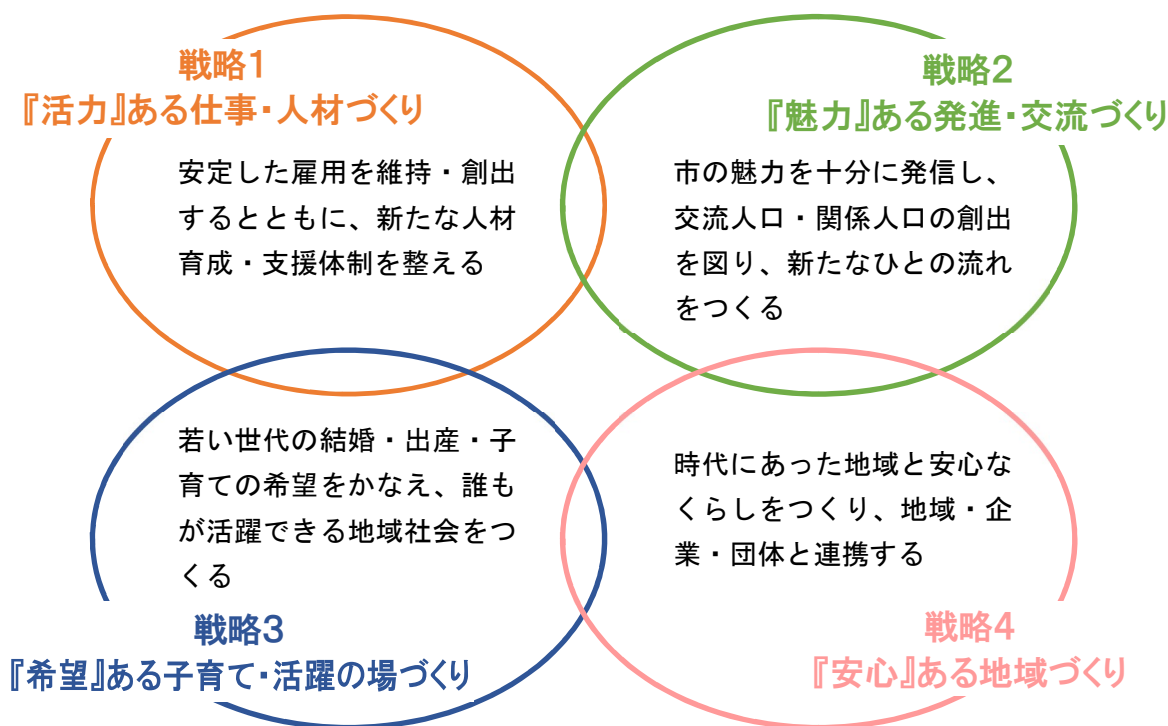
◆地方創生の推進

日本の総人口は2010年（平成22年）の国勢調査をピークに減少に転じ、以降10年間減少が続いています。加えて、地方都市から東京圏への人口流出が進んでおり、地方都市の衰退の危機感が高まっています。

こうした状況のなかで、国は2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。それ以降、都道府県、市町村においても地方版の総合戦略を策定し、地域課題の解決、人口減少と地域経済縮小の克服など、地方創生に向けた取り組みを進めています。しかし、東京圏への人口集中は止まらず、地方都市の人口減少が一層進むなかで、引き続き地域の特色を生かした地方創生の取り組みのさらなる推進が求められています。

本市においても、2019年度（令和元年度）に「第2期 御前崎市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており、総合戦略に設定した4つの戦略を後期基本計画の方向性として共有し、相互に連携・連動しながら地方創生を目指した行政運営、まちづくりを推進していく必要があります。

■総合戦略の4つの戦略（後期基本計画の方向性）



◆新しい技術革新の進展、活用（情報通信技術の発展）

5G技術をはじめとするICT（情報通信技術）の飛躍的な技術革新を背景とする、高度情報ネットワーク社会の到来により、社会経済活動や人々の生活スタイルに大きな変化をもたらしてきました。さらに近年では、第4次産業革命と呼ばれるIoT（モノのインターネット化）やビッグデータ、AI（人工知能）、ロボット技術などの新しい技術革新が進展しており、社会経済にさまざまな利便性の向上や効率化などの効果をもたらしています。また、国ではこうした技術を活用した地域におけるSociety5.0を推進しており、実現に向けた地方公共団体の取り組みを支援しています。

人口減少や少子高齢化などの課題を抱えるなかで、今後もより効率的・効果的な行政運営、まちづくりを推進していくためには、こうした日々進展している新たな技術の活用が求められています。

◆ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応

2020年（令和2年）初頭からの新型コロナウイルスの世界的な流行は、日本全体の社会経済活動や働き方、子どもの教育といった日頃の生活様式にも大きな影響、変化を与えています。一年を経過しても収束が見通せない状況が続いているなかで、今後の未知なるウィルスへの対応も想定しながら、引き続き国民一人一人が危機管理意識を保ち、感染予防対策を継続していくことが求められています。

また、ソーシャルディスタンスやテレワーク、サテライトオフィス、オンライン授業などの新たな生活スタイルの定着など、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えたまちづくりの推進が求められています。

◆低炭素社会から脱炭素社会へ

地球温暖化の進行は世界規模の課題であり、2015年（平成27年）11月のパリ協定採択（COP21）により、すべての国が温室効果ガスの削減目標を提出し、目標達成に向け温暖化対策に取り組むこととなりました。

日本でも「地球温暖化推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）」や「地球温暖化計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制、低炭素社会の構築に取り組み、一定の成果を挙げています。

そうしたなか、2020年（令和2年）10月に政府より“2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現”を目指すことが打ち出されました。

本市においても、2021年（令和3年）2月15日に「2050年温室効果ガス（CO₂）排出実質ゼロ宣言」をし、今後は低炭素社会から脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガスの排出ゼロに積極的に取り組むことが求められています。

◆国土強靱化の推進

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、その甚大な被害が大きな衝撃を与え、人々の防災意識を高めることになり、日本各地で防災・減災に向けた取り組みが進められています。しかし、その後も熊本地震（2016年（平成28年））、北海道胆振東部地震（2018年（平成30年））などの大規模地震のほか、大型台風や集中豪雨などによる自然災害が日本各地で頻発しており、自然災害に対する危機管理の重要性や意識が高まっています。

国では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模な自然災害などに備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを目的に、「国土強靱化法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）」を2013年（平成25年）に制定し、以降法に基づき「国土強靱化計画」を策定・更新し、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、全国各市町村においても、それぞれの「国土強靱化地域計画」の策定が進められています。

本市においても、2021年（令和3年）3月に御前崎市国土強靱化地域計画を策定しました。今後、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害が発生した際にも安全・安心な暮らしを確保していくため、計画に基づき国土強靱化に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

◆持続可能なまちづくりへの対応（SDGsの実践）

2015年（平成27年）9月に開催された国連において2030年（令和12年）までに、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す国際社会共通の目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

SDGsには、「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、「住み続けられるまちづくりを」などの17の目標と169のターゲット（具体目標）が示されています。

持続可能なまちづくりや地域の活性化に向けて取り組みを推進するにあたり、SDGsの考えを取り入れることで、政策全体の最適化や課題解決の加速化といった相乗効果が期待できます。

本市においても、SDGsの考えを取り入れた市政運営が求められます。

■SDGsの17の目標



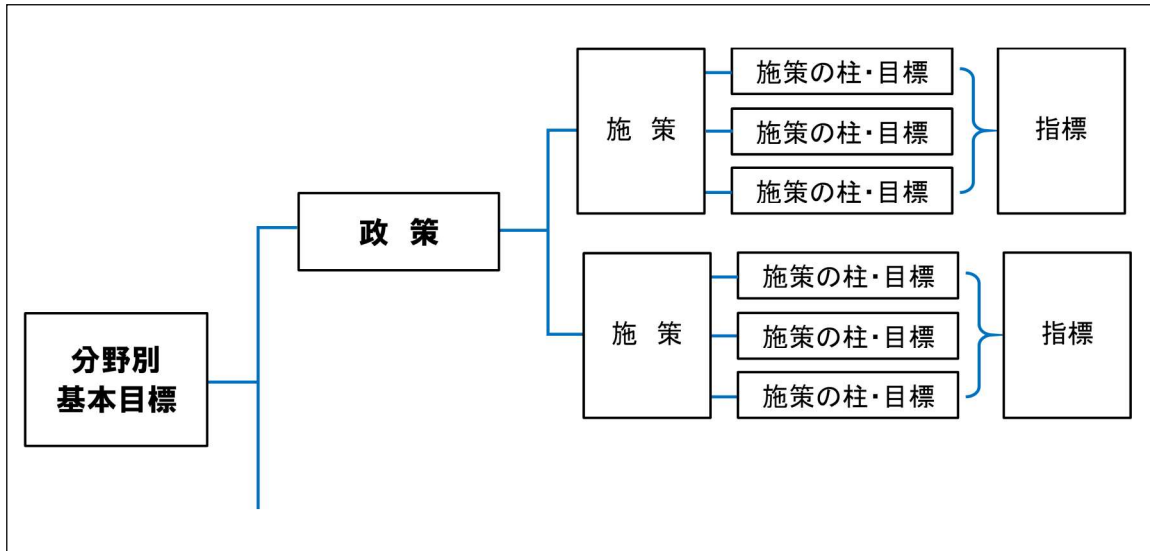
- 目標 1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
- 目標 2 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
- 目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
- 目標 4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5 ジェンダー(社会的・心理的性別)の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(能力強化)を図る
- 目標 6 すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
- 目標 7 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
- 目標 9 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
- 目標 10 国内および国家間の格差を是正する
- 目標 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
- 目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
- 目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
- 目標 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
- 目標 16 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
- 目標 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 政策・施策の体系

1 政策・施策の体系について

前期基本計画に引き続き、基本構想で設定した「6つの分野別基本目標」を実現していくために、基本目標ごとに「政策」、「施策」を設定し、施策ごとに「施策の柱・目標」を示します。また、施策の進捗状況の確認、PDCAサイクルによる評価を行うため、施策ごとに「指標」を設定します。

■後期基本計画における政策・施策の体系

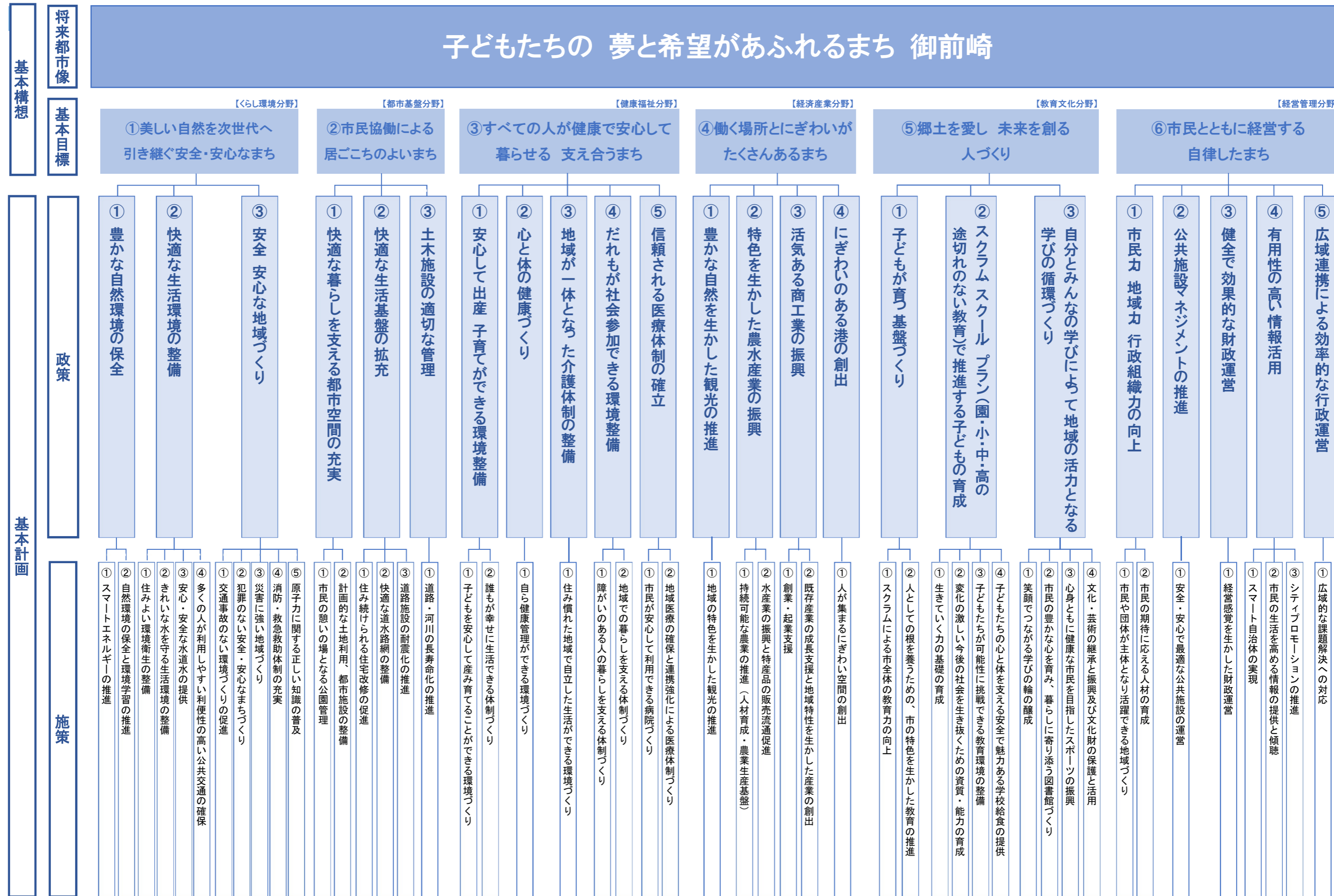


2 施策評価の指標と運用

後期基本計画では、前期基本計画に引き続き、各施策を「どの程度、取り組みが進んでいるのか」、「どの程度の成果があったのか」を評価・検証するため、施策を定期的にチェックし、運営の改善につなげていくPDCAサイクルの確立に取り組んでいきます。

評価・検証の結果については、市全体で共有します。また、施策の進捗状況や社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応などにより、必要に応じて指標の変更を含めた施策の見直しを行います。

3 施策体系図



4 分野別政策・施策の見方

分野別施策について、施策ごとに左右見開きの構成で次のような内容となっています。

